第1章 計画の概要

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化等を背景として、動物(ベット)は、人の心に安らぎや潤いを 与えてくれ、心豊かな生活に欠かせないものになってきており、飼養志向が高まっ ています。

しかし、一方では、飼養数の増加に伴い、安易な遺棄や虐待、飼養マナーの欠如による動物の鳴き声、ふん尿などの迷惑行為などが社会的な問題となっています。このような状況を踏まえ、県では、動物も家族の一員として、人と動物がより良い関係で暮らせる地域社会づくりに向けて、「いしかわ動物愛護管理推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護管理法」という。) 第6条に基づく計画であり、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び 中長期的な目標を明らかにするものです。

また、市町、動物の飼養者、動物取扱業者、動物愛護団体など、動物の愛護管理に関わるものに共通する行動指針とするものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年4月から平成30年3月までの10年間とします。

(4) 計画の見直し

状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成<u>24</u>年度を目途として、その見直しを行います。

(見直し案)

第1章 計画の概要

1 計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化等を背景として、動物(ベット)は、人の心に安らぎや潤いを 与えてくれ、心豊かな生活に欠かせないものになってきており、飼養志向が高まっ ています。

しかし、一方では、飼養数の増加に伴い、安易な遺棄や虐待、飼養マナーの欠如による動物の鳴き声、ふん尿などの迷惑行為などが社会的な問題となっています。このような状況を踏まえ、県では、動物も家族の一員として、人と動物がより良い関係で暮らせる地域社会づくりに向けて、「いしかわ動物愛護管理推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護管理法」という。) 第6条に基づく計画であり、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び 中長期的な目標を明らかにするものです。

また、市町、動物の飼養者、動物取扱業者、動物愛護団体など、動物の愛護管理 に関わるものに共通する行動指針とするものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成26年4月から平成36年3月までの10年間とします。

(4) 計画の見直し

状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成<u>30</u>年度を目途として、その見直しを行います。

2 施策の推進方策

(1) 数値目標*の設定

動物の愛護及び管理を推進するためには、県や市町のみならず、動物飼養者、動物愛護団体など多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取組むことが有効です。

このため、数値目標を設定し、動物の愛護及び管理を推進することとします。

*数値目標:第3章計画の数値目標参照(34ページ)

(2) 推進体制

本計画に基づく動物の愛護及び管理の取組について、学臙経験者、獣医師会、 動物愛護団体、市町行政関係者などで協議し、連携・協力を図ります。

(3) 役割分担

ア 県の役割

県は、動物取扱業の登録と監視・指導、犬、ねこの引取り・収容及び動物愛 護管理の普及啓発など、広域的・専門的な役割があります。

また、本計画推進に当たって、情報の収集・提供や、市町、獣医師会、動物 愛護団体等との連携に努めます。

イ 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。

そのため、市町は、そうした課題解決のため、地域の実情に応じたきめ細か な取組を推進します。

ウ 飼養者の役割

飼養者が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生理、生態、習性 に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

(見直し案)

2 施策の推進方策

(1) 数値目標*の設定

動物の愛護及び管理を推進するためには、県や市町のみならず、動物飼養者、動物愛護団体など多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取組むことが有効です。

このため、数値目標を設定し、動物の愛護及び管理を推進することとします。

*数値目標:第3章計画の数値目標参照(36ページ)

(2) 推進体制

本計画に基づく動物の愛護及び管理の取組について、学識経験者、獣医師会、 動物愛護団体、市町行政関係者などで協議し、連携・協力を図ります。

(3) 役割分担

ア 県の役割

県は、動物取扱業の登録<u>・届出</u>と監視・指導、犬、ねこの引取り・収容及び 動物愛護管理の普及啓発など、広域的・専門的な役割があります。

また、本計画推進に当たって、情報の収集・提供や、市町、獣医師会、動物 愛護団体等との連携に努めます。

イ 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。 そのため、市町は、そうした課題解決のため、地域の実情に応じたきめ細か

な取組を推進します。

ウ 飼養者の役割

飼養者が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生理、生態、習性 に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

エ 獣医師会の役割

人と動物の共通感染症の知識や犬、ねこの不妊・去勢手術の必要性などの普及啓発、災害時における負傷動物の保護などについては、専門的立場からの取組が期待されます。

オ 動物取扱業者の役割

動物愛護管理法では、動物取扱業者*に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施することが定められています。

*動物取扱業者:販売(インターネットによる動物販売を含む)、保管、貸出し、訓練、展示、を業として行う者

カ県民の役割

人と動物が共生する社会づくりは、県民一人ひとりの理解と行動なしには実現できません。

人と同様に命あるものとして動物にやさしい眼差しを向けることができる よう、人と動物のより良い関係に向けた社会づくりへの取組が求められます。

キ 動物愛護団体、ボランティアの役割

大、ねこ等の動物の愛護と適正飼養について、住民への普及啓発等を通じて、 人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されます。

(見直し案)

エ 獣医師会の役割

人と動物の共通感染症の知識や犬、ねこの不妊・去勢手術の必要性などの普及啓発、災害時における負傷動物の保護などについては、専門的立場からの取組が期待されます。

才 動物取扱業者の役割

動物愛護管理法では、動物取扱業者*に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者等への動物飼養に関する重要事項の説明、売買等の記録と保管等について、確実に実施することが定められています。

*動物取扱業者

第一種動物取扱業 原発 (インターネットによる動物販売を含む)、保管、貸出し、訓練、展示、援受問責業、競りあっせん産を禁として行う者

第二種動物取扱業:非営利で譲渡、保管、貸出し、訓練、展示、を業として行う者

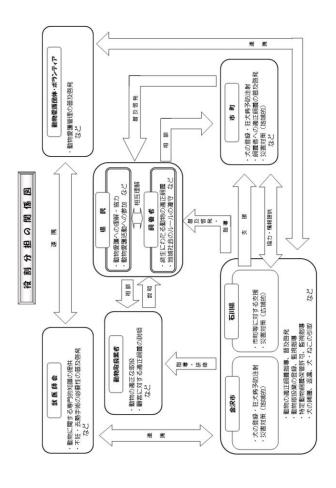
カ 県民の役割

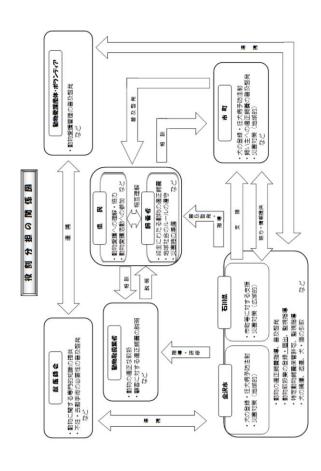
人と動物が共生する社会づくりは、県民一人ひとりの理解と行動なしには実現できません。

人と同様に命あるものとして動物にやさしい眼差しを向けることができる よう、人と動物のより良い関係に向けた社会づくりへの取組が求められます。

キ 動物愛護団体、ボランティアの役割

大、<u>猫</u>等の動物の愛護と適正飼養について、住民への普及啓発等を通じて、 人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されます。





3 施策推進の体系

本計画では、施策推進の体系を以下のとおり整理しました。

(1) 飼養者の社会的責任の徹底

地域において動物に関わるトラブルをなくし、動物の存在が地域の人々によって受け入れられる社会づくりに向けて、飼養者の社会的責任という視点から、適正な飼養、飼養者によるモラルの向上やマナーの遵守の徹底を図ります。

(2) 動物取扱業者の責任の徹底

社会的な自覚を持った飼養者育成の担い手として、その役割を十分に果たしていくよう、動物取扱業者の資質の向上を図るとともに、適時適切な監視指導を行うことなどにより、動物取扱業者の責任の徹底を図ります。

(3) 地域の実情に応じた取組の推進

動物をめぐる地域社会の問題解決力の向上を目指して、県と市町とが各々の役割分担のもと、緊密に連携して、獣医師会や動物愛護団体等との連携・協働を促進し、地域の実情に応じた多様な取組を進めます。

(4) 県民と動物の安全の確保

人と動物のふれあう機会が多くなったことから、人と動物の共通感染症への対 応や、災害発生時の連携・協力体制の充実などにより、人と動物の安全確保を図 ります。 (見直し案)

(変更なし)

第2章 施策展開

1 飼養者の社会的責任の徹底

1-1 現状と課題

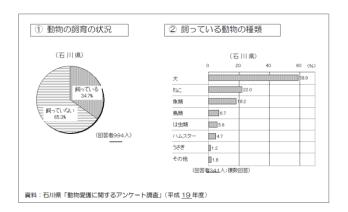
(1) 適正飼養の状況

① 動物の飼養の状況

現 状

〔飼養の有無・種類〕

石川県が行ったアンケート調査結果(平成 19 年度)によると、家庭で犬やねこなどの動物を飼養している人の割合は約1/3となっており、国の調査結果(平成 15 年度)と<u>ほぼ同程度の</u>割合となっています。



(見直し案)

第2章 施策展開

1 飼養者の社会的責任の徹底

1-1 現状と課題

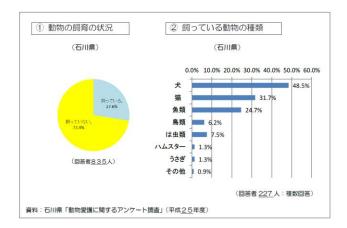
(1) 適正飼養の状況

① 動物の飼養の状況

現状

〔飼養の有無・種類〕

石川県が行ったアンケート調査結果(平成<u>25</u>年度)によると、家庭で犬や<u>猫</u>などの動物を飼養している人の割合は約<u>28</u>%となっており、国の調査結果(平成 22年度)の34%と比べやや少ない割合となっています。



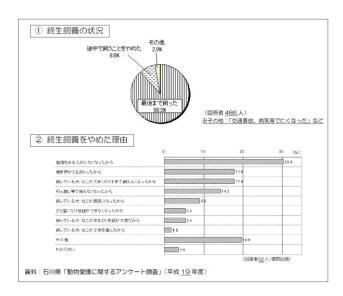
〔終生飼養の状況〕

このうち、いままで犬やねこを飼った人で、「最後まで飼った」(終生飼養)人の割合は88.3%で、「途中で飼うことをやめた」人の割合は8.8%となっています。

途中で犬やねこの飼養をやめた理由は、「面倒をみる人がいなくなったから」 (30.4%)、「鳴き声がうるさかったから」及び「飼っている犬・ねこが大きくなり すぎて飼えなくなったから」(17.9%)、「引っ越し等で飼えなくなったから」 (14.3%) の順となっています。

課題

大や<u>ねこ</u>の飼養者に対して、安易に飼養を行い、途中で飼養を放棄することなど がないよう、終生飼養の徹底を図る必要があります。



(見直し案)

〔終生飼養の状況〕

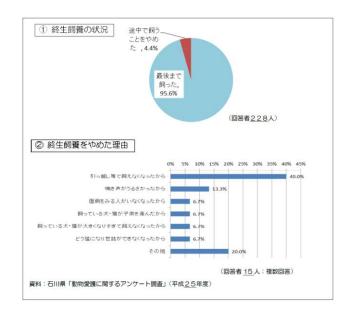
このうち、いままで犬や猫を飼った人で、「最後まで飼った」(終生飼養)人の割合は95.6%で、「途中で飼うことをやめた」人の割合は4.4%となっています。

途中で犬や猫の飼養をやめた理由は、「引っ越し等で飼えなくなったから」 (40.4%)、「鳴き声がうるさかったから」(13.3%) の順となっています。

また、平成24年度の動物愛護管理法改正(以下「改正動物愛護管理法」という。) により、動物の所有者の責務として終生飼養が明記されました。

課題

大や猫の飼養者に対して、安易に飼養を行い、途中で飼養を放棄することなどが ないよう、終生飼養の徹底を図る必要があります。



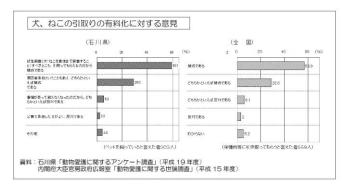
② 犬、ねこの引取りの有料化に対する意見

現 状

ペットを飼っていると答えた者で、犬、ねこの引取り費用を負担することについて聞いたところ、「賛成」とする者の割合が88.1%(「賛成」59.1%、「どちらかといえば賛成」29.0%)、「反対」とする者の割合が7.6%(「どちらかといえば反対」5.3%、「反対」2.3%)となっています。全国状況もほぼ同様の意見となっています。

課題

県民の意見などを踏まえ、犬、ねこの終生飼養の啓発、引取り頭数抑制方策の一環として引取りの有料化を検討していく必要があります。



(見直し案)

〔終生飼養の状況〕

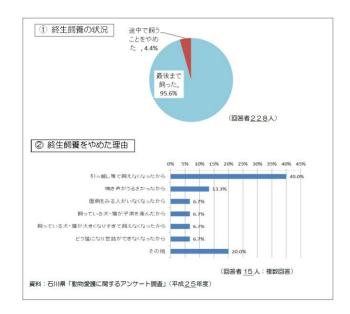
このうち、いままで犬や猫を飼った人で、「最後まで飼った」(終生飼養)人の割合は95.6%で、「途中で飼うことをやめた」人の割合は4.4%となっています。

途中で犬や猫の飼養をやめた理由は、「引っ越し等で飼えなくなったから」 (40.4%)、「鳴き声がうるさかったから」(13.3%) の順となっています。

また、平成24年度の動物愛護管理法改正(以下「改正動物愛護管理法」という。) により、動物の所有者の責務として終生飼養が明記されました。

課題

大や猫の飼養者に対して、安易に飼養を行い、途中で飼養を放棄することなどが ないよう、終生飼養の徹底を図る必要があります。



③ 犬、ねこの不妊・去勢手術の状況

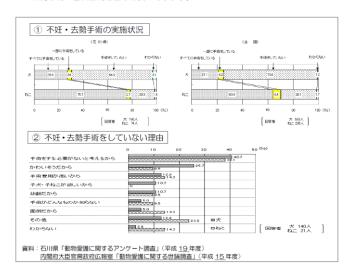
現 状

飼っている犬やねこに不妊又は去勢の手術をしている割合は、犬については、「すべてに手術している」(26.9%)、「一部に手術をしている」(3.6%)を合せて30.5%となっており、ねこについては、「すべてに手術している」(75.7%)、「一部に手術をしている」(2.7%)を合せて78.4%となっています。

不妊又は去勢手術の実施率は犬、ねこともに全国を上回っています。不妊・去勢手術をしていない理由は、「手術をする必要がないと考えるから」(犬:40.7%、ねこ:38.1%)が最も高くなっています。

課題

犬や<u>ねこ</u>のみだりな繁殖により、飼養頭数が増え、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合、動物を劣悪な飼養環境下におくこととなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の発生のおそれがあるため、不妊・去勢手術の普及啓発を図る必要があります。



(見直し案)

② 犬、猫の不妊・去勢手術の状況

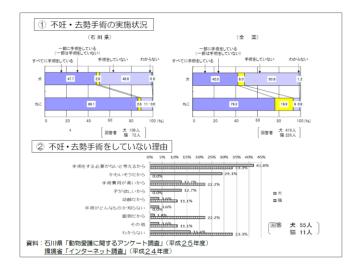
現 状

飼っている犬や<u>猫</u>に不妊又は去勢の手術をしている割合は、犬については、「すべてに手術している」(<u>47.7</u>%)、「一部に手術をしている」(<u>2.8</u>%)を合せて <u>50.5</u>% となっており、猫については、「すべてに手術している」(<u>86.1</u>%)、「一部に手術をしている」(2.8%)を合せて 88.9%となっています。

不妊又は去勢手術の実施率は犬猫ともに全国を上回っています。不妊・去勢手術をしていない理由は、「手術をする必要がないと考えるから」(犬: 41.8%、猫: 33.3%)が最も高くなっています。

課題

大や猫のみだりな繁殖により、飼養頭数が増え、適切な飼養管理ができなくなってしまった場合、動物を劣悪な飼養環境下におくこととなるだけでなく、人に 迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の発生のおそれがあるため、不妊・去 勢手術の普及啓発を図る必要があります。



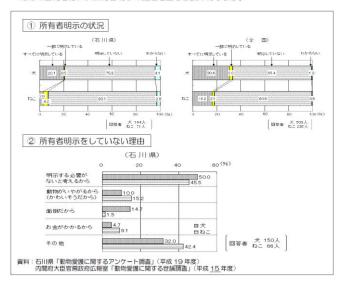
④ 犬、ねこの所有者明示の状況

現 状

飼っている犬や<u>ねこ</u>に、飼い主が誰であるかわかるように名札やマイクロチップ、 又は狂犬病予防法で犬に義務づけられている鑑札を装着(明示)している割合は、犬 については鑑札の義務づけがあるにもかかわらず「すべてに明示している」が 20.1%と、装着率が低い状況となっています。<u>ねこ</u>については「すべてに明示し ている」が2.8%となっており、全国状況に比べ、犬、<u>ねこ</u>とも下回っています。 飼っている犬又は<u>ねこ</u>に明示をしていない理由は、「明示する必要がないと考え るから」が最も高くなっています。

課題

大や<u>ねこ</u>の飼養者に対して、所有者明示の意義及び役割についての理解を深める ための啓発を行い、所有者明示の推進を図る必要があります。



(見直し案)

③ 犬、猫の所有者明示の状況

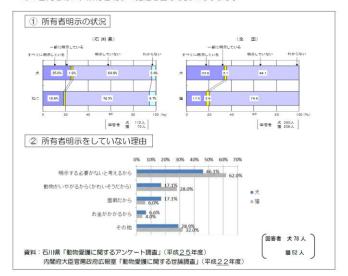
現状

飼っている犬や猫に、飼い主が誰であるかわかるように名札やマイクロチップ、 又は狂犬病予防法で犬に義務づけられている鑑札を装着(明示)している割合は、犬 については鑑札の義務づけがあるにもかかわらず「すべてに明示している」が、 25.0%と装着率が低い状況となっています。猫については「すべてに明示している」が18.6%となっており、全国状況に比べ、犬は下回り、猫は上回っています。

飼っている犬又は猫に明示をしていない理由は、「明示する必要がないと考えるから」が最も高くなっています。

課題

大や猫の飼養者に対して、所有者明示の意義及び役割についての理解を深めるための啓発を行い、所有者明示の推進を図る必要があります。



⑤ 迷惑問題の状況

現 状

犬や<u>ねこ</u>の苦情や問合せ等については、平成<u>16</u>年度から平成<u>18</u>年度までの 状況は、年間平均 <u>2.326</u>件で、そのうち犬の苦情が <u>71.5</u>%となっています。犬 の苦情については、捕獲依頼(<u>17.0</u>%)、放し飼い(<u>6.5</u>%)、鳴き声(<u>3.1</u>%)な どとなっています。

最近3年間に、犬や<u>ねこ</u>による迷惑を受けたことがある人は <u>74.2</u>%で、内容は「散歩している犬のふんが放置されている」(<u>40.8</u>%)、「<u>ねこ</u>がやって来てふん尿をしていく」(<u>39.9</u>%)、「近所の犬、<u>ねこ</u>の鳴き声がうるさい」(<u>24.3</u>%)、「犬の放し飼い」(<u>14.3</u>%)などの順となっています。国の調査結果(平成<u>15</u>年)も同様の内容がみられます。

課題

大や<u>ねこ</u>のふん尿や鳴き声による迷惑問題などを防止するため、飼養者のモラルの向上やマナーの普及啓発を図る必要があります。



(見直し案)

4 迷惑問題の状況

現状

犬や猫の苦情や問合せ等については、平成22年度から平成24年度までの状況は、年間平均 1.499 件で、そのうち犬の苦情が 60.3%となっています。犬の苦情については、捕獲依頼(23.4%)、放し飼い(8.7%)、鳴き声(4.1%)などとなっています。

最近3年間に、犬や猫による迷惑を受けたことがある人は65.2%で、内容は「散歩している犬のふんが放置されている」(39.2%)、「猫がやって来てふん尿をしていく」(32.8%)、「近所の犬、猫の鳴き声がうるさい」(16.1%)、「犬の放し飼い」(8.9%)などの順となっています。国の調査結果(平成22年)も同様の内容がみられます。

課題

犬や猫のふん尿や鳴き声による迷惑問題などを防止するため、飼養者のモラルの 向上やマナーの普及啓発を図る必要があります。



(2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種の状況

現状

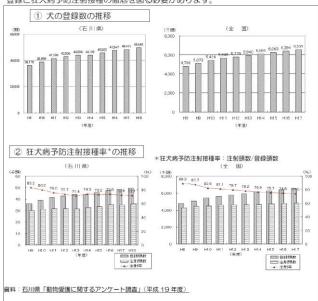
大の登録頭数は、平成<u>9</u>年度の <u>36.170</u> 頭から平成<u>18</u>年度の <u>49.648</u> 頭へと <u>37.3</u>%増加しています。全国状況でも <u>36.1</u>%増加しています。

過去10年間の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移は、本県では平成<u>9</u>年度 の83.3%から平成18年度の72.1%へと11.2 ポイント低下しており、全国 状況も、ほぼ同様となっています。

課題

我が国では、昭和32年以降、犬の狂犬病感染事例はありませんが、現在でも狂 犬病は世界各国、特にアジア地域で多く発生しています。

その流行を予防するためには犬の登録、狂犬病予防注射接種が重要であり、犬の 登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図る必要があります。



(見直し案)

(2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種の状況

現状

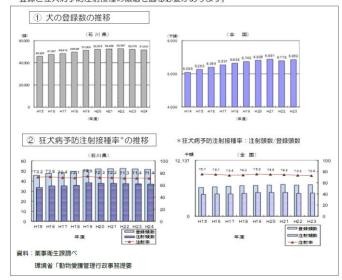
大の登録頭数は、平成 15 年度の 45.825 頭から平成 2 4年度の 5 1,661 頭へと 12.7%増加しています。全国状況でも 11.3%増加しています。

過去10年間の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移は、本県では平成15年度の73.2%から平成24年度の71.4%へとやや減少していますが、全国状況でも、減少傾向となっています。

課題

我が国では、昭和32年以降、犬の狂犬病感染事例はありませんが、現在でも狂 犬病は世界各国、特にアジア地域で多く発生し、台湾ではH25年にイタチアナグ マにおいて狂犬病の発生がありました。

その流行を予防するためには犬の登録、狂犬病予防注射接種が重要であり、犬の 登録と狂犬病予防注射接種の徹底を図る必要があります。



(3) 犬、ねこの致死処分等の状況

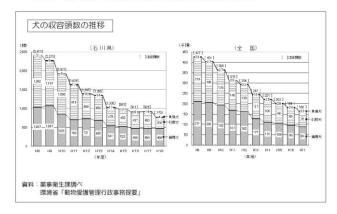
① 犬の捕獲・引取りの状況

現 状

過去 10 年間の保健所、県の南部小動物管理指導センター及び金沢市の小動物管理センター(以下、「保健所等」という。) における犬の収容頭数は、本県では平成9年度の2.273頭から平成18年度775頭へと65.9%減少しています。全国状況でも平成8年度の42万7千頭から平成17年度の16万6千頭へと61.1%減少しています。

課題

さらに一層、捕獲・引取り数の減少に向けた取組が必要です。



(見直し案)

(3) 犬、猫の致死処分等の状況

① 犬の捕獲・引取りの状況

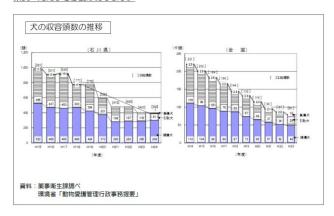
現状

過去 10 年間の保健所、県の南部小動物管理指導センター及び金沢市の小動物管理センター(以下、「保健所等」という。) における犬の収容頭数は、本県では平成15年度の981頭から平成24年度390頭へと60.2%減少しています。全国状況でも平成14年度の22万千頭から平成23年度の8万頭へと63.8%減少しています。

なお、改正動物愛護法により、保健所等では相当の事由がない限り犬の引取りを 拒否できる規定が設けられました。

課題

さらに一層、捕獲・引取り数の減少に向けた取組が必要です。<u>また、終生飼養の趣</u> 旨から保健所等では安易な引取りを行わないことや犬の引取りが有料であることを 県民へ周知する必要があります。



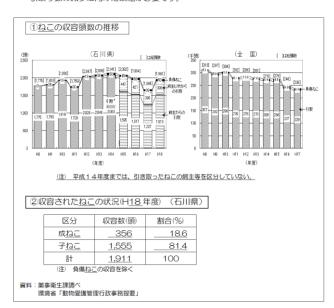
② ねこの引取りの状況

現 状

過去10年間の<u>ねこ</u>の収容頭数は、本県では<u>平成14年度まで増加傾向にありましたが、</u>その後やや減少しています。全国では<u>穏やかな</u>減少傾向となっています。 収容された<u>ねこ</u>の状況は、平成<u>18</u>年度は子<u>ねこ</u>の比率が81%となっています。

課題

引取り数の減少に向けた取組が必要です。



(見直し案)

② 猫の引取りの状況

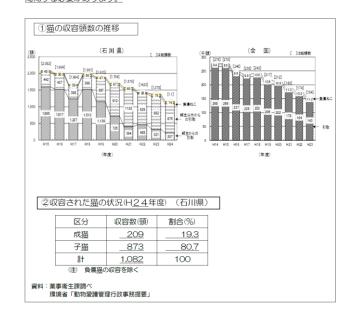
現 状

過去10年間の猫の収容頭数は、本県では18年度には一旦増加しましたが、その後減少しています。全国では減少傾向となっています。

収容された猫の状況は、平成24年度は子猫の比率が81%となっています。 なお、犬と同様、改正動物愛護法により、保健所等では相当の事由がない限り猫 の引取りを拒否できる規定が設けられました。

課題

さらに一層、引取り数の減少に向けた取組が必要です。また、終生飼養の趣旨から 保健所等では安易な引取りを行わないことや猫の引取りが有料であることを県民へ 周知する必要があります。



(③ 犬の返還・譲渡・致死処分の状況

現 状

過去10年間の譲渡頭数の推移は、本県では平成<u>9</u>年度の<u>291</u>頭から平成<u>18</u> 年度<u>284</u>頭へと平均<u>262</u>頭で推移しています。譲渡頭数は本県、全国ともあまり変化はみられません。

また、本県の過去10年間の犬の致死処分頭数の推移は、平成9年度の <u>1.870</u>頭から平成 18 年度 368 頭へと 80.3%減少しています。

課題

犬の致死処分数を減少させるため、飼養者への返還や新たな飼養者への譲渡の取組が必要です。



(見直し案)

③ 犬の返還・譲渡・致死処分の状況

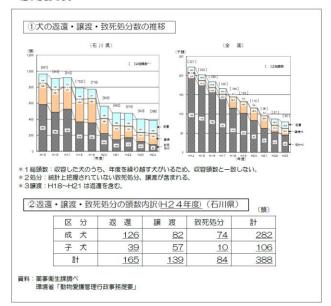
現 状

過去 10 年間の譲渡頭数の推移は、本県では収容頭数の減少に伴い平成 15 年度 の 266 頭から平成 24 年度の 139 頭へと減少しています。全国状況も同様となっ ています。

また、本県の過去10年間の犬の致死処分頭数の推移は、平成 15年度の 585 頭から平成24年度84頭へと85.6%減少しています。

課題

犬の致死処分数を減少させるため、飼養者への返還や新たな飼養者への譲渡の取 組が必要です。



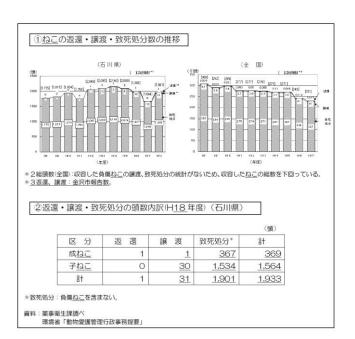
4 ねこの返還・譲渡・致死処分の状況

現状

過去10年間の<u>ねこ</u>の致死処分頭数は、収容頭数の推移に沿って近年は<u>やや</u>減少 傾向にあり、全国も同様の傾向となっています。

課題

<u>ねこ</u>の致死処分数を減少させるためには、新たな飼養者への譲渡が必要です<u>が、</u> 収容されたねこは、飼養管理が難しい子ねこが多いため、譲渡が困難な状況です。



(見直し案)

④ 猫の返還・譲渡・致死処分の状況

現状

過去10年間の猫の致死処分頭数は、収容頭数の推移に沿って近年は減少傾向にあり、全国も同様の傾向となっています。

課題

猫の致死処分数を減少させるためには、新たな飼養者への譲渡が必要です。



(新設)

(見直し案)

(4) 災害時のペット動物の同行避難について

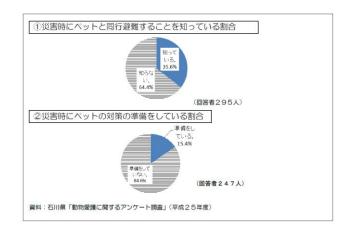
現状

東日本大震災では、ペットが置き去りにされ、その保護に労力と時間を要したことや、避難所における共同生活においてペットに関するトラブルが発生したことなどから、環境省では平成25年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、この中で災害時には、原則、飼い主がペットと同行避難するものとされました。

また、県のアンケート調査では、ベットとの同行避難について知らないと回答した方が 64.4%に上っています。

課題

災害時にペットの同行避難が円滑に行われるよう、日頃から、むやみに吠えない ようにするなどのしつけ、予防接種などの健康管理、ペットフードの備蓄などにつ いて、周知を図る必要があります。



1-2 具体的施策

(1) 適正飼養の普及啓発の強化

動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、その飼養及び保管を適切に行うことが求められ、飼養者が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理し、動物による近隣等への迷惑行為を防止することなどにより、動物が地域の一員として共生できるよう、普及啓発に努めます。

① 終生飼養の推進

動物の飼養にあたっては、それぞれの飼養者が動物に関して正しい知識や理解を持つとともに、家族と同様に愛情を持って終生飼養する責務を果たすことが求められることを普及啓発します。

具体的な取組

- 動物愛護週間を通じて、動物の命を大切にするよう終生飼養を普及啓発します。
- (ア) 「動物ふれあいフェア」の開催
- (イ) 小学校の児童を対象とした動物愛護絵画コンクールの実施
- (ウ) 県、市町広報
- リーフレットやホームページ等により、終生飼養を啓発します。
- 負傷動物の収容については、その大部分を<u>ねこ</u>が占め、屋外飼養や「飼い主 のいない<u>ねこ</u>」が交通事故等により負傷した事例が多いことが考えられます。 交通事故の防止、感染症の予防等を図るため、室内飼養の推進を図ります。

(見直し案)

1-2 具体的施策

(1) 適正飼養の普及啓発の強化

動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、その飼養及び保管を適切に行うことが求められ、飼養者が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理し、動物による近隣等への迷惑行為を防止することなどにより、動物が地域の一員として共生できるよう、普及啓発に努めます。

① 終生飼養の推進

動物の飼養にあたっては、それぞれの飼養者が動物に関して正しい知識や理解を持つとともに、家族と同様に愛情を持って終生飼養する責務を果たすことが求められることを普及啓発します。

- 動物愛護週間を通じて、動物の命を大切にするよう終生飼養を普及啓発します。
- (ア) 「動物ふれあいフェア」の開催
- (イ) 小学校の児童を対象とした動物愛護絵画コンクールの実施
- (ウ) 県、市町広報
- リーフレットやホームページ等により、終生飼養を啓発します。
- 負傷動物の収容については、その大部分を描が占め、屋外飼養や「飼い主のいない描」が交通事故等により負傷した事例が多いことが考えられます。交通事故の防止、感染症の予防等を図るため、室内飼養の推進を図ります。

② 犬、ねこの引取りの有料化

終生飼養を啓発するとともに、犬やねこの引取り頭数を減らす方策の一環として 有料化を図ります。

具体的な取組

○ 大、ねこの引取りの有料化について、リーフレットやホームページに掲載する等により、県民への周知を図り、理解を求めます。

③ 犬、ねこの不妊・去勢手術の普及啓発

大や<u>ねこ</u>のみだりな繁殖を防止するため、飼養者が責任を自覚し、正しく動物を 飼養できるよう、不妊・去勢手術の普及啓発を図ります。

具体的な取組

- 飼養者に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ります。
- 動物販売業者を通して、店頭におけるリーフレット等の配布や顧客に対する 不妊・去勢手術の呼びかけを行うよう取組みます。
- 市町、動物愛護団体等が行う「正しい犬の飼い方教室」等の開催を支援します。

(見直し案)

(2) 犬、ねこの引取りの有料化 について削除)

② 犬、猫の不妊・去勢手術の普及啓発

大や<u>猫</u>のみだりな繁殖を防止するため、飼養者が責任を自覚し、正しく動物を飼養できるよう、不妊・去勢手術の普及啓発を図ります。

- 飼養者に対し、不妊・去勢手術の必要性やメリットについて市町、獣医師会等を通じ、情報発信を図ります。
- 動物販売業者を通して、店頭におけるリーフレット等の配布や顧客に対する不妊・去勢手術の呼びかけを行うよう取組みます。
- 市町、動物愛護団体等が行う「正しい犬の飼い方教室」等の開催を支援します。

④ 所有者明示の促進

動物の所有者を明示することにより、迷子になった場合の対応ができ、周囲へ の迷惑行為や遺棄の抑制も期待されることから、所有者明示を促進します。

具体的な取組

- 狂犬病予防注射時や犬登録時等に、市町による鑑札、注射済票の装着の指導を徹底します。
- 市町、獣医師会と連携し、マイクロチップの装着などによる所有者明示の必要性を普及啓発し、徹底を促します。

⑤ 迷惑問題の防止の推進

飼養者には、動物の飼養にあたって地域住民に迷惑をかけないモラルの向上やマナーの遵守が求められるため、正しい飼い方について普及啓発を行い、その徹底を図ります。

具体的な取組

- 飼養者のモラルの向上とマナー遵守の徹底を図るため、正しい飼い方を促進 するなど、市町、獣医師会、動物愛護団体と連携し、動物の飼養による迷惑問 題の防止を図ります。
- 道路や公園など公共の場所における犬のふんの始末や、動物を捨てないことなどの注意を喚起するため、市町による迷惑問題防止の取組を促進します。
- 「正しい犬の飼い方教室」等の取組を支援します。
- 動物の適正な飼養の方法などについて、ホームページやボスターなどにより、 啓発を図ります。

(見直し案)

③ 所有者明示の促進

動物の所有者を明示することにより、迷子になった場合<u>や災害時の保護、返還への対応が容易になるとともに、</u>周囲への迷惑行為や遺棄の抑制も期待されることから、所有者明示を促進します。

具体的な取組

- 狂犬病予防注射時や犬登録時等に、市町による鑑札、注射済票の装着の指導 を徹底します。
- 市町、獣医師会と連携し、マイクロチップの装着などによる所有者明示の必要性を普及啓発し、徹底を促します。

④ 迷惑問題の防止の推進

飼養者には、動物の飼養にあたって地域住民に迷惑をかけないモラルの向上やマナーの遵守が求められるため、正しい飼い方について普及啓発を行い、その徹底を図ります。

- 飼養者のモラルの向上とマナー遵守の徹底を図るため、正しい飼い方を促進 するなど、市町、獣医師会、動物愛護団体と連携し、動物の飼養による迷惑問 題の防止を図ります。
- 動物の多頭飼育における騒音又は悪臭の発生等や不適正飼養による虐待の おそれがある場合は、指導や必要な措置を講じます。
- 道路や公園など公共の場所における犬のふんの始末や、動物を捨てないことなどの注意を喚起するため、市町による迷惑問題防止の取組を促進します。
- 「正しい犬の飼い方教室」等の取組を支援します。
- 動物の適正な飼養の方法などについて、ホームページやボスターなどにより、 啓発を図ります。

(2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底

犬を飼養する場合は、登録、狂犬病予防注射の接種は、飼養者の義務であり、 市町、獣医師会等と連携・協力し、犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底に努め ます。

具体的な取組

- 犬の登録及び狂犬病予防注射が確実に行われるよう市町における広報等を 促進していきます。
- 未登録犬の掘起し事業の取組等を実施し、犬の登録の徹底を図ります。
- 獣医師会、動物販売業者等との連携・協力により、動物病院、ベットショップ 等を通じて、犬の登録・狂犬病予防注射接種の必要性について啓発に努めます。

(3) 犬、ねこの致死処分数等の減少への取組

飼養者に対し、終生飼養の大切さや不妊・去勢手術の必要性について啓発し、 捕獲、引取りされる犬、<u>ねこ</u>の数を減少させます。

保健所等に捕獲又は引取りされた犬については、市町や動物愛護ボランティア 等と連携・協力し、元の飼養者への返還や、新しい飼養者への譲渡を推進します。

なお、引取りされた<u>ねこ</u>については、すでに不妊・去勢手術がなされている ものや、飼養者が不妊・去勢手術することを確約した場合は譲渡します。

これらにより、致死処分数の減少に向けた取組を進めます。

具体的な取組

- 飼養者がやむを得す犬、<u>ねこ</u>を飼えなくなった場合は、譲渡できるものについては、譲渡先を自ら探すよう指導します。
- 譲渡に当たって飼養希望者の適正等の審査や譲渡する動物の選定基準等を 記載した譲渡マニュアルを作成します。
- 獣医師会及び動物愛護ボランティアと連携し、譲渡のためのネットワークづ <りを進めます。
- 返還促進のため、所有者明示等を促します。
- 飼養者不明の犬については、保健所等のホームページなどにより情報を提供 し、返還を進めます。
- 交通事故等で負傷した犬、<u>ねこ</u>を保護するとともに、飼養者への返還を進めます。

(見直し案)

(2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底

大を飼養する場合は、登録、狂犬病予防注射の接種は、飼養者の義務であり、 市町、獣医師会等と連携・協力し、犬の登録、狂犬病予防注射接種の徹底に努め ます。

具体的な取組

- 犬の登録及び狂犬病予防注射が確実に行われるよう市町における広報等を 促進していきます。
- 市町による未登録犬の掘起しの取組等を促し、犬の登録の徹底を図ります。
- 獣医師会、動物販売業者等との連携・協力により、動物病院、ペットショップ等を通じて、犬の登録・狂犬病予防注射接種の必要性について啓発に努めます。

(3) 犬、猫の致死処分数等の減少への取組

飼養者に対し、終生飼養の大切さや不妊・去勢手術の必要性について啓発し、 捕獲、引取りされる犬、猫の数を減少させます。

保健所等に捕獲又は引取りされた犬については、市町や動物愛護ボランティア 等と連携・協力し、元の飼養者への返還や、新しい飼養者への譲渡を推進します。

なお、引取りされた猫については、すでに不妊・去勢手術がなされているものや、飼養者が不妊・去勢手術することを確約した場合は譲渡します。

これらにより、致死処分数の減少に向けた取組を進めます。

- 飼養者がやむを得す犬、猫を飼えなくなった場合は、譲渡できるものについ ては、譲渡先を自ら探すよう指導します。
- 譲渡に当たって飼養希望者の適正等の審査や譲渡する動物の選定基準等を 記載した譲渡マニュアルを作成します。
- 獣医師会及び動物愛護ボランティアと連携し、譲渡のためのネットワークづくりを進めます。
- 返還促進のため、所有者明示等を促します。
- 飼養者不明の犬については、保健所等のホームページなどにより情報を提供 し、返還を進めます。
- 交通事故等で負傷した犬、猫を保護するとともに、飼養者への返還を進めます。
- 終生飼養の趣旨から保健所等では犬、猫を安易に引き取らないことや犬猫の 引取りが有料であることをホームページに掲載する等により、県民への周知を 図ります。

(新設)

(見直し案)

(4)災害時等におけるペット対策の普及啓発

災害が起こった時に飼い主がペットと同行避難するためには、ペットの安全と健康 を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう、飼い主には普段以上に様々な 配慮が求められるため、日頃から災害に備えるべき対策について普及啓発を図ります。

- <u>災害時に、避難する場合はベットと同行避難することなどの県民の周知に努めます。</u>
- 飼養者に対し、むやみに吠えないようにするなどのしつけ、予防接種などの健 康管理、ペットフードの備蓄など日頃から、備えるべき対策について市町、獣医 師会等を通じ、情報発信を図るとともに、ホームページやリーフレットなどによ り、啓発を図ります。

2 動物取扱業者の責任の徹底

2-1 現状と課題

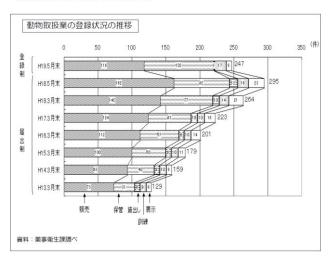
(1) 動物取扱業者の登録の状況

現状

動物取扱業の届出数は、動物愛護管理法により届出制となった平成12年度から順次増加し、平成18年5月末で295件となっています。また、平成18年6月からの改正動物愛護管理法の施行により動物取扱業が登録制となり、平成19年5月末現在での登録件数は247件となっています。

課題

動物取扱業者に対する指導を行っていくため、無登録業者が発生しないよう、<u>登</u> 録制度の普実な運用が求められます。



(見直し案)

2 動物取扱業者の責任の徹底

2-1 現状と課題

(1) 動物取扱業者の登録・届出の状況

現状

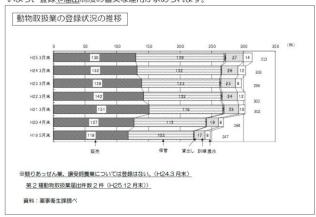
動物取扱業の登録数は、動物愛護管理法により登録制となった平成19年度から増加し、平成25年3月末で313件となっています。

また、平成25年9月から、営利目的で動物の販売、保管等営む者を第一種動物 取扱業とし(登録が必要)、非営利でボランティアなどが動物の譲渡等行い一定の 頭数を取扱う場合は第二種動物取扱業として届出が必要となりました。

犬猫等販売業者には犬猫等健康安全計画の策定と遵守が義務づけられました。

課題

動物取扱業者に対する指導を行っていくため、無登録業者<u>や無届業者</u>が発生しないよう、登録や届出制度の着実な運用が求められます。



(2) 動物取扱業者に対する監視・指導の状況

① 監視・指導の状況

現 状

動物愛護管理法により動物取扱業者に対しては、飼養施設の維持管理や動物の取扱い方法等について、細かな遵守事項が定められており、定期的な監視により飼養施設や動物の取扱い状況などについて監視・指導を実施しています。

課題

動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定める基準が遵守されるよう監視・指導を強化していく必要があります。

② 顧客に対する説明の状況

現 状

動物販売業者は、販売した動物が適正に飼養されるよう、販売時に適切な給餌や 運動の方法等について説明した飼い方手帳等を交付するとともに、顧客に署名等に より受領の確認をしています。

課題

動物販売業者は、顧客が動物を購入する際、終生飼養の責務や不妊・去勢手術の 実施、遺棄の禁止などについて説明することなどが動物愛護管理法で義務づけられ ており、その徹底が求められます。 (見直し案)

(変更なし)

(3) 動物取扱責任者研修会の開催状況

現状

動物愛護管理法により事業所ごとに設置が義務づけられている動物取扱責任者 に対し、動物取扱業に係る業務が適切に実施されるよう、動物愛護管理法の解説や 適正な飼養施設の管理等に関し、研修会を実施しています。

課題

動物取扱責任者は、販売した動物などが適正に飼養されるよう飼養に関する知識 と技術を習得しておく必要があることから、内容の充実した研修を実施する必要が あります。

(4) 産業動物の状況

現 状

産業動物については、牛、豚、鶏等の産業動物の飼養数は、平成<u>19</u>年では、家畜が約47.000頭、家きんが約144万羽となっています。

課題

産業動物の関係者に対し、動物の愛護及び管理の必要性について周知に努める必要があります。

産業動物の飼養状況

平成 19年2月現在)

_	乳月	11年	肉用牛		豚		鶏	
年	頭数(頭)	戸数(戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	羽数(千羽)	戸数(戸
H19年	5,220	88	3,460	105	38,200	25	1,444	32
H18年	5,360	88	3,210	109	36,600	<u>25</u>	1,540	<u>32</u>
H17年	5,610	90	3,530	111		10-0	10-10	-

(見直し案)

(3) 動物取扱責任者研修会の開催状況

現状

動物愛護管理法により事業所ごとに設置が義務づけられている動物取扱責任者 に対し、動物取扱業に係る業務が適切に実施されるよう、動物愛護管理法の解説や 適正な飼養施設の管理等に関し、研修会を実施しています。

課題

動物取扱責任者は、販売した動物などが適正に飼養されるよう飼養に関する知識 と技術を習得しておく必要があることから、内容の充実した研修を実施する必要が あります。

(4) 産業動物の状況

現 状

産業動物については、牛、豚、鶏等の産業動物の飼養数は、平成<u>24</u>年では、家 畜が約43,000頭、家きんが約133万羽となっています。

課題

産業動物の関係者に対し、動物の愛護及び管理の必要性について周知に努める必要があります。

産業動物の飼養状況

(平成24年2月現在)

_	乳月	乳用牛		肉用牛		豚		鶏	
年	頭数(頭)	戸数(戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	羽数(千羽)	戸数(戸)	
H24年	4,260	<u>69</u>	2,960	106	35400	23	1,328	21	
H23年	4,330	<u>73</u>	2.830	105	36,100	24	1,358	24	
H22年	4,210	<u>76</u>	3.170	115	-	-	Ξ	=	

資料:石川の畜産要

(注) 平成22年の豚、鶏について集計値なし

2-2 具体的施策

(1) 動物取扱業者の登録の徹底

動物取扱業の一層の適正化を図るため、動物取扱業者の登録制度の着実な運用 を図る必要があります。

具体的な取組

○ 動物取扱業の適正化を期すため、動物の販売、保管等を無登録で行っている 者がいた場合、すみやかに登録するよう指導します。

(2) 動物取扱業者に対する監視・指導の強化

動物愛護管理法に定める遵守事項を徹底するため、動物取扱業者に対する監 視・指導を実施します。

とり分け、動物販売業者は、販売時に顧客に対して、飼養者としての自覚を促 すための十分な説明が必要であり、動物を飼養していく上で必要な知識を提供す るよう指導を強化します。

具体的な取組

- 動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定める標識等の掲示や飼養施設の構造・管理方法等を確認し、併せて販売時における事前説明の周知を図るなど動物愛護管理法の遵守の徹底に向けた監視・指導を実施します。
- 動物販売業者が顧客に対し、動物の生理、生態、習性についての知識や終生 飼養、不好・去勢手術の実施などについて説明するよう指導を拡充します。

(見直し案)

2-2 具体的施策

(1) 動物取扱業者の登録・届出の徹底

動物取扱業の一層の適正化を図るため、動物取扱業者の<u>登録や届出制度</u>の着実な連用を図る必要があります。

具体的な取組

○ 動物取扱業の適正化を期すため、動物の販売、保管等を無登録で行っている 者や非営利で一定数以上の動物の譲渡等を無届けで行っている者がいた場合、 すみやかに登録や届出をするよう指導します。

(2) 動物取扱業者に対する監視・指導の強化

動物愛護管理法に定める遵守事項を徹底するため、動物取扱業者に対する監 視・指導を実施します。

とり分け、動物販売業者は、販売時に顧客に対して、飼養者としての自覚を促すための十分な説明が必要であり、動物を飼養していく上で必要な知識を提供するよう指導を強化します。

- 動物取扱業者に対し、動物愛護管理法に定める標識等の掲示や飼養施設の構造・管理方法等を確認し、併せて販売時における事前説明の周知を図るなど動物愛護管理法の遵守の徹底に向けた監視・指導を実施します。
- 動物販売業者が顧客に対し、動物の生理、生態、習性についての知識や終生 飼養、不妊・去勢手術の実施などについて説明するよう指導を拡充します。
- 大猫等を販売する業者に対し、大猫等健康安全計画の策定、遵守や幼齢の大 猫等を販売しないよう指導します。

(3) 動物取扱業者の資質の向上

動物の取扱業の適正化を図るため、動物取扱責任者に対する研修内容の充実を 図っていきます。

具体的な取組

○ 関係法令や犬、<u>ねこ</u>のしつけの方法など動物の取扱いに関する情報の提供や 受講者のニーズも踏まえ、動物取扱責任者研修会の研修内容を充実していきま す。

(4) 産業動物、実験動物の適正な取扱いの推進

産業動物については、特性に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及 啓発を推進します。

また、動物を科学上の利用に供する施設の管理者等に対し、実験動物の適正な 飼養及び保管の周知に努めます。

(注) 産業動物、実験動物を飼養又は保管する者は、動物取扱業者には該当しません。

具体的な取組

- 畜産農家等に対して関係部局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する 基準」の周知徹底を図っていきます。
- 動物実験を行っている施設等に対し、国際的にも普及し、定着している「3 Rの原則*」などの普及啓発を図っていきます。
- *3Rの原則:代替法の活用:Replacement代用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement

(見直し案)

(3) 動物取扱業者の資質の向上

動物の取扱業の適正化を図るため、動物取扱責任者に対する研修内容の充実を 図っていきます。

具体的な取組

○ 関係法令や犬、猫のしつけの方法など動物の取扱いに関する情報の提供や 受講者のニーズも踏まえ、動物取扱責任者研修会の研修内容を充実していきます。

(4) 産業動物、実験動物の適正な取扱いの推進

産業動物については、特性に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及 啓発を推進します。

また、動物を科学上の利用に供する施設の管理者等に対し、実験動物の適正な 飼養及び保管の周知に努めます。

(注) 産業動物、実験動物を飼養又は保管する者は、動物取扱業者には該当しません。

- 畜産農家等に対して関係部局と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する 基準」の周知徹底を図っていきます。
- 動物実験を行っている施設等に対し、国際的にも普及し、定着している「3 Rの原則*」などの普及啓発を図っていきます。
- *3Rの原則:代替法の活用:Replacement代用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement

3 地域の実情に応じた取組の推進

3-1 現状と課題

(1) 動物愛護と適正な飼養の取組状況

現 状

動物の適正飼養や不妊・去勢手術の必要性等、動物愛護の普及啓発については、 獣医師会や動物愛護団体等と協力しながら推進しています。

課題

地域の動物愛護に係る問題の解決には、地域の実情に応じた取組が必要です。 このため、市町や動物愛護団体、地域住民が連携・協働して、課題解決していく 仕組づくりが必要です。

(2) 小学校等における普及啓発の状況

現 状

小学校等における動物の愛護と適正な飼養管理の取組は、それぞれの学校等で独 自に行われています。また、小学校等における動物の飼養状況も様々に異なってい ます。

課題

小学校等において、動物とのふれあいや動物の飼養を通し、命の大切さを知ることができるよう、動物愛護に関する普及啓発の支援が求められます。また、適正な 飼養動物の取扱いができるよう獣医師会等と連携した取組が望まれます。 (見直し案)

(変更なし)

(3) 飼養者のいない<u>ねこ</u>*の状況

現状

飼養者のいない<u>ねこ</u>に対する考え方は様々で、飼養者のいない<u>ねこ</u>に無責任に餌を与え、付近の住民が迷惑を訴える地区がある一方、一部の地域では、動物の命を大切にする考えから、ボランティアによる飼養者のいない<u>ねこ</u>の不妊・去勢手術の実施等に取組んでいる事例もあります。

課題

飼養者のいないねこは、近隣迷惑や被害問題があることから、ボランティアによる共同飼養の取組を行う場合には、住民の合意を得た取組の検討が必要です。

*飼養者のいない<u>ねこ</u>: 特定の飼い主がいなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活をしているねこのことをいいます。

(見直し案)

(3) 飼養者のいない猫*の状況

現状

飼養者のいない猫に対する考え方は様々で、飼養者のいない猫に無責任に餌を与え、付近の住民が迷惑を訴える地区がある一方、一部の地域では、動物の命を大切にする考えから、ボランティアによる飼養者のいない猫の不妊・去勢手術の実施等に取組んでいる事例もあります。

課題

飼養者のいない猫は、近隣迷惑や被害問題があることから、ボランティアによる 共同飼養の取組を行う場合には、住民の合意を得た取組の検討が必要です。

*飼養者のいない選: 特定の飼い主がいなく、公園や市街地等に住みつき、人から飼をもらったり、ごみをあさるなどして生活をしている猫のことをいいます。

3-2 具体的施策

(1) 地域における動物愛護と適正な飼養を推進する体制づくり

地域の実情に応じた動物愛護と適正な飼養の取組を推進するため、県、市町、 獣医師会、動物愛護団体等による協働関係の構築を進めます。

具体的な取組

- 大、<u>ねこ</u>等の動物の愛護と適正飼養の啓発や、みだりな繁殖を防止する不好・去勢手術の助言などを行うため、熟意と見識を有する動物愛護を推進するポランティアの仕組をつくり、地域における犬、<u>ねこ</u>等の動物愛護と適正飼養を推進します。
- 地域における動物の愛護及び管理を推進するため、県、市町、獣医師会、動物愛護団体等関係者で協議します。
- 地域における動物の愛護管理活動を推進するため、市町の動物愛護担当者の 研修を行います。

(2) 小学校等における取組の支援

小学校等で子どもたちが動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めるとともに動物の命を大切にする心を育む取組の支援に 努めます。

具体的な取組

- 子どもたちと動物とのふれあいなどを通して、動物の温もりや親しみを感じさせ、命の大切さを知ることができるように支援します。
- 教育委員会、獣医師会等と連携し、学校飼養動物の適正飼養のため、学校教 職員等に対し、飼養方法や人と動物の共通感染症についての研修会等に取組ん でいきます。
- 小学校等における動物の適正飼養については市町の教育委員会による取組を促進します。

(見直し案)

3-2 具体的施策

(1) 地域における動物愛護と適正な飼養を推進する体制づくり

地域の実情に応じた動物愛護と適正な飼養の取組を推進するため、県、市町、 獣医師会、動物愛護団体等による協働関係の構築を進めます。

具体的な取組

- 大、<u>猫</u>等の動物の愛護と適正飼養の啓発や、みだりな繁殖を防止する不妊・ 去勢手術の助言などを行うため、熟意と見識を有する動物愛護を推進するボランティアの仕組をつくり、地域における犬、猫等の動物愛護と適正飼養を推進 します。
- 地域における動物の愛護及び管理を推進するため、県、市町、獣医師会、動物愛護団体等関係者で協議します。
- 地域における動物の愛護管理活動を推進するため、市町の動物愛護担当者の 研修を行います。

(2) 小学校等における取組の支援

小学校等で子どもたちが動物とのふれあいや適正飼養などを通して、動物に対する関心や理解を深めるとともに動物の命を大切にする心を育む取組の支援に努めます。

- 子どもたちと動物とのふれあいなどを通して、動物の温もりや親しみを感じさせ、命の大切さを知ることができるように支援します。
- 教育委員会、獣医師会等と連携し、学校飼養動物の適正飼養のため、学校教 職員等に対し、飼養方法や人と動物の共通感染症についての研修会等に取組ん でいきます。
- 小学校等における動物の適正飼養については市町の教育委員会による取組を促進します。

(3) 飼養者のいないねこ対策

飼養者のいない<u>ねこ</u>による迷惑問題の解決のためには、地域関係者による十分 な検討や合意が大切であることの啓発に努めます。

具体的な取組

- 飼養者のいない<u>ねこ</u>の管理事例の情報を収集し、地域住民が参考となる事例 の情報を提供します。
- 終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、<u>ねこ</u>を捨てないことなどについて、一 層の注意喚起を行うとともに、市町による飼養者のいない<u>ねこ</u>の発生防止の取 組を促進します。
- リーフレット、ホームページ等により、公園、道路、幼稚園・保育所の砂場等、公共の場所における飼養者のいない<u>ねこ</u>による迷惑問題について、広く県 民の関心を喚起して、その防止を図っていきます。

(見直し案)

(3) 飼養者のいない猫対策

飼養者のいない猫による迷惑問題の解決のためには、地域関係者による十分な 検討や合意が大切であることの啓発に努めます。

- 飼養者のいない猫の管理事例の情報を収集し、地域住民が参考となる事例の 情報を提供するとともに、飼養者のいない猫の管理について助言・指導を行い ます。
- 終生飼養や不妊・去勢手術の啓発と、猫を捨てないことなどについて、一層 の注意喚起を行うとともに、市町による飼養者のいない<u>猫</u>の発生防止の取組を 促進します。
- リーフレット、ホームペーシ等により、公園、道路、幼稚園・保育所の砂場等、公共の場所における飼養者のいない猫による迷惑問題について、広く県民の関心を喚起して、その防止を図っていきます。

4 県民と動物の安全の確保

4-1 現状と課題

(1) 人と動物の共通感染症の状況

現状

人と動物に共通する感染症では、県内でオウム病の患者が、平成 13 年と 18 年 にそれぞれ 1 名報告されています。

<u>これら</u>の発生又は発生の疑いがある場合には、必要に応じ患者宅への立入調査を 行い、人への感染拡大防止などの措置を講じています。

課題

人と動物の共通感染症予防の普及啓発を推進する必要があります。

人と動物の共通感染症の発生状況

	(石川県)								
年 次	<u>H13</u>	H14	H15	H16	H17	H18			
オウム病*	1		=	=	=	1			

*オウム病: インコ、オウム、鳩等の糞に含まれる圏を吸い込むことによって懸染するクラミシアによる懸染症。 症状は発熱、咳、関節痛等インフルエンザ様。治療は合成抗罰契利の投与。

			(人)			
年 次	H13	H14	H15	H16	H17	H18
オウム病	<u>35</u>	_54	44	40	34	22
エキノコックス病*	13	8	19	25	18	20
狂犬病*	220	19-2	-	-	200	2

*エキノコックス病: 北海道のキタキツネが主な感染液で、糞の中にある寄生虫卵が口から入ることで感染する。症 がは上腹部の不快点、肝機能理害、治療は分科手術、 H17 年に本州で初めて自五県でスのエキ ノコックス条所が確認された。 (H13 年ペーH18 年末年での県内の発生はない)、

*狂大病: 感染したた、ねご、キツネ、コウモリなどに収棄れる等で緩弾中のウイルスによる感染症 症状は不安態、異難、結队等の神経症がが現れ、数日後に呼吸麻痺で死亡、発症すると 100%死亡。(H13 年~H18 年末章での無効の発生はない。)

(注) 平成18年に発生した狂犬病の2名は、国外で感染。

資料:国立感染症研究所感染症情報センター

(見直し案)

4 県民と動物の安全の確保

4-1 現状と課題

(1) 人と動物の共通感染症の状況

現状

人と動物に共通する感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、必要に応じ患者宅への立入調査を行い、人への感染拡大防止などの措置を講じています。

課題

人と動物の共通感染症予防の普及啓発を推進する必要があります。

人と動物の共通感染症の発生状況

日本においては、ハ虫類が原因と判明したサルモネラ症の事例がほぼ毎年発生しています。カメ類を感染源とするものがほとんどであり、いずれも子ども又は高齢者が感染しています。

また、海外においては、カメ、イグアナ、ヘビを原因として、多数の感染事例が 報告されており、胃腸炎症状に限らず、菌血症、敗血症、髄膜炎、これらに伴う死 亡事例があります。

原因爬虫類	患者の年齢、 性別	症状	発生年	発生場所
ナヅメリクガ メ	7ヶ月男児	急性胃腸炎、 敗血症	2006	新潟県
ミドリガメ	6歳男児	下痢、嘔吐、 発熱	2005	長崎県
ミドリガメ	1歳3ヶ月女児	髄膜炎	2005	千葉県
ミドリガメ	6歳2ヶ月女児	急性胃腸炎、 敗血症	2005	千葉県
イグアナ	生後27日男児	腸炎	2004	千葉県
カメ	2ヶ月男児	胃腸炎	2004	秋田県
	3歳女児	胃腸炎		
ミドリガメ	62歳女性	敗血性ショッ ク	2003	宮城県

資料:厚生労働省

(2) 特定動物の飼養の状況

現 状

特定動物は、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのあるものであるため、許可を受けて飼養又は保管されています。

課 題

特定動物の無許可飼養者をなくすることや、逸走防止対策などが求められます。

特定動物の許可状況

(平成<u>19</u>年<u>6</u>月末現在)

網	許可件数(件)	飼養頭数(頭)	備考
哺乳類	15	<u>75</u>	ニホンザル、ライオンなど
爬虫類	_4	24	ワニガメなど
鳥類	1	2	イヌワシ
計	20	101	

資料:薬事衛生課調べ

(見直し案)

(2) 特定動物の飼養の状況

現 状

特定動物は、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのあるものであるため、許可を受けて飼養又は保管されています。

課題

特定動物の無許可飼養者をなくすることや、逸走防止対策などが求められます。

特定動物の許可状況

(平成<u>25</u>年<u>3</u>月末現在)

網	許可件数(件)	飼養頭数(頭)	備考
哺乳類	15	71	ニホンザル、ライオンなど
爬虫類	_6	<u>7</u>	ワニガメなど
鳥類	1	2	イヌワシ
計	22	80	

資料:薬事衛生課調べ

(3) 災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策の状況

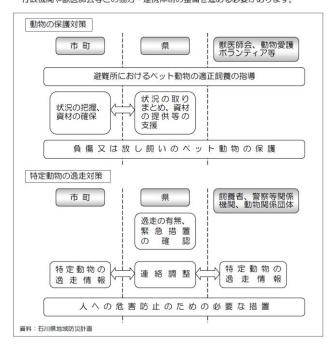
現状

石川県地域防災計画においては、災害時における犬、<u>ねこ</u>等の動物の保護や避難 所における適正な飼養、さらには、特定動物の逸走対策が定められています。

能登半島地震では、獣医師会等の連携・協力により、一時的に飼養できない犬、 ねこの保護や避難所における犬、<u>ねこ</u>の健康診断などの対策がとられました。

課題

災害時の動物の保護・飼養管理や、特定動物の逸走時の措置に関し、市町等関係 行政機関や獣医師会等との協力・連携体制の整備を進める必要があります。



(見直し案)

(3) 災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策の状況

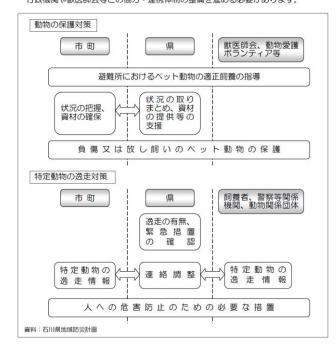
現状

石川県地域防災計画においては、災害時における犬、<u>猫</u>等の動物の保護や避難所 における適正な飼養、さらには、特定動物の逸走対策が定められています。

能登半島地震では、獣医師会等の連携・協力により、一時的に飼養できない犬、 猫の保護や避難所における犬、猫の健康診断などの対策がとられました。

課題

災害時の動物の保護・飼養管理や、特定動物の逸走時の措置に関し、市町等関係 行政機関や獣医師会等との協力・連携体制の整備を進める必要があります。



4-2 具体的施策

(1) 人と動物の共通感染症対策

人と動物の共通感染症の知識や予防策について普及啓発を図ります。 また、人と動物の共通感染症の発生時には拡大防止に努めます。

具体的な取組

- 市町、獣医師会等と連携し、人と動物の共通感染症の知識や予防策について 普及啓発します。
- 感染症発生時には、県民、市町、医師会、獣医師会、動物取扱業等に対し、 速やかに必要な情報提供をしていきます。

(2) 特定動物による危害の防止

県民の安全確保のため、特定動物の無許可飼養、遺棄など違反行為の防止に努 めます。

具体的な取組

- 特定動物の飼養又は保管をする者に対し、特定動物の逸走防止のため、施設 の構造や規模などが動物愛護管理法に定める基準に適合しているか監視・指導 を実施していきます。
- 県民に対し広報等を活用し、特定動物に係る遵守事項の普及啓発をします。

(見直し案)

(変更なし)

(3) 災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策

災害時の動物の保護等が円滑に行われるよう、避難所を設置する市町、動物愛 護ボランティア等との協力体制を確立するとともに、特定動物の逸走対策にも必 要な措置を講じます。

具体的な取組

- 避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴した動物の飼養に関し、動物に苦痛を与えないことや、他の避難者の迷惑にならないことなどについて、飼養者に指導を行います。
- 市町、獣医師会、動物愛護ボランティアと協力して、負傷又は飼養者不明の 動物の保護、その他必要な措置を講じます。
- 特定動物の飼養者に逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認します。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、必要な措置を講じます。

○ 災害時に動物の保護等が行えるよう、市町の地域防災計画に災害時の動物の 保護等の位置付けを明確化するよう協力を求めます。 (見直し案)

(3) 災害時の動物の保護、特定動物の逸走対策

災害時の動物の保護等が円滑に行われるよう、避難所を設置する市町、動物愛 護ボランティア等との協力体制を確立するとともに、特定動物の逸走対策にも必 要な措置を講じます。

具体的な取組

- 避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴 した動物の飼養に関し、動物に苦痛を与えないことや、他の避難者の迷惑にな らないことなどについて、飼養者に指導を行います。
- 市町、獣医師会、動物愛護ボランティアと協力して、負傷又は飼養者不明の 動物の保護、その他必要な措置を講じます。

また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行います。

○ 特定動物の飼養者に逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認します。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、必要な措置を講じます。

○ 災害時に動物の保護等が行えるよう、市町の地域防災計画に災害時の動物の 保護等の位置付けを明確化するよう協力を求めます。

(現 行)

第3章 計画の数値目標

		現状値	目標値	国の動物の愛護及び管理 に関する基本指針*	
項目		(H18)	(H29)	現状値 (H17)	目標値 (H29)
犬、 <u>ねこ</u> の引取頭数*		<u>2,214</u> 頭	<u>1,100</u> 頭	303_千頭	半減
犬の返還・譲渡率*		<u>54.7</u> %	增加	<u>15.1%</u>	
苦情件数*	犬	<u>1,554</u> 件	減少	1	1
自用计数	<u>ねこ</u>	<u>772</u> 件	減少	ı	_
所有者明示率*	犬	<u>20.1</u> %	<u>40</u> %	<u>30.4</u> %	倍増
기타당에서쪽	<u>ねこ</u>	<u>2.8</u> %	<u>6</u> %	<u>16.2</u> %	倍増

- *犬、ねこの引取頭数:薬事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省平成 <u>19</u>年3月)
- *犬の返還・譲渡率:薬事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省平成 <u>19</u>年3月)
- *苦情件数:薬事衛生課調べ
- *所有者明示率:石川県「動物愛護に関するアンケート調査」(平成 19 年度) 内閣府大臣官周政府広報室「動物愛護に関する世論調査」(平成 15 年度)
- *国の動物の愛護及び管理に関する基本指針: 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (平成18年環境省告示第140号)

(見直し案)

第3章 計画の数値目標

項目		現状値	目標値	国の動物の愛護及び管理 に関する基本指針*		
填 日		(H <u>24</u>)	(H <u>35</u>)	現状値 (H <u>2 3</u>)	目標値 (H <u>35</u>)	
犬、猫の引取頭数*		<u>1,173</u> 頭	<u>600</u> 頭	<u>400</u> 千頭	100千頭	
犬の返還・譲渡率*		<u>77.9</u> %	増加	<u>43.8</u> %	_	
猫の譲渡率		<u>4.7</u> %	I	-	-	
苦情件数*	犬	<u>799</u> 件	減少	_	_	
OIRITE	猫	<u>777</u> 件	減少	_	_	
所有者明示率*	犬	<u>25.0</u> %	<u>50</u> %	<u>36</u> %	倍増	
기타 급명사수	<u>猫</u>	<u>18.6</u> %	<u>37</u> %	20%	倍増	

^{*}犬、猫の5|取頭数:薬事衛生課題ペ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省平成 <u>24</u>年3月) 国の現状値は平成 16 年度の頭数。

^{*}犬の返還・譲渡率:栗事衛生課調べ、「動物愛護管理行政事務提要」(環境省平成24年3月)

^{*}苦情件数:薬事衛生課調べ

^{*}所有者明示率:石川県「動物愛護に関するアンケート調査」(平成 25年度) 環境省調査「動物愛護に関する世論調査」(平成 22年度)

^{*}国の動物の愛護及び管理に関する基本指針: 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (平成18年環境省告示第140号)

(現 行)

資 料 編

資料1 いしかわ動物愛護管理推進計画検討会委員名簿

区分	氏	名	所属・役職名
会 長	諏訪	藤弘	社団法人石川県獣医師会長
会長職務代理者	平口	真理	金城大学社会福祉学部教授
委 員	伊川	あけみ	石川県保健所長会副会長
11	北川	外喜男	白山市市民生活部環境課長
11	西村	健一	金沢市保健所衛生指導課長
11	四羽	清	社団法人石川県獣医師会公衆衛生部会副会長
11	橋本	憲佳	金沢大学学際科学実験センター准教授
11	橋本	昌子	石川県小中学校校長会副会長
11	八田	精三	内灘町町民福祉部健康推進課長
11	廣井	厚子	NPO法人GTS理事長
11	林	順一	社団法人日本愛玩動物協会石川県支部長
II.	山本	康夫	いしかわ動物園長
11	和田	早苗	石川県町会・区長会連合会副会長

(50音順、敬称略、計13名)

(見直し案)

資 料 編

資料1 いしかわ動物愛護管理推進計画検討会委員名簿

区分	氏 名	所属 • 役職名
会 長	八木 幸隆	公益社団法人石川県獣医師会長
会長職務代理者	平口 真理	金城大学社会福祉学部教授
委 員	東 良勝	石川県町会・区長会連合会会長
11	岩本 昌明	内灘町町民福祉部環境安全課長
11	才雁 一博	石川県教育委員会学校指導課課長補佐
11	橋本 憲佳	金沢大学学際科学実験センター准教授
11	林 順一	公益社団法人日本愛玩動物協会石川県支部長
11	原 広幸	公益社団法人石川県獣医師会開業部会長
11	平口 真理	金城大学社会福祉学部教授
11	福島 外哉	七尾市市民生活部環境課長
11	南 陸男	石川県保健所長会会長
11	美馬 秀夫	いしかわ動物園長
11	八木 幸隆	公益社団法人石川県獣医師会長
11	吉田 裕雪	金沢市保健所衛生指導課長

(50音順、敬称略、計12名)

資料2 動物愛護に関するアンケート調査について

- 1 調査目的:動物愛護管理行政の推進のため策定する「いしかわ動物愛護管理推進 計画」に県民の意見を反映するため、調査を実施した。
- 2 実施主体:石川県
- 3 調査時期:平成19年5月8日から5月31日まで
- 4 調査対象: 県政モニター、事業所、福祉・医療施設の従事者、保育所・学校児童 の保護者、公民館利用者など約 1,000 人(他にインターネットによ る回答者)
- 5 調査方法: ①県政モニターにアンケート用紙を郵送し、回答を郵送により回収 ②事業所、各種団体等に調査を依頼し、アンケート用紙の配布、回収 ③県のホームページにアンケートを掲載し、一般住民からの回答
- 6 調査内容
- (1) ペットの飼育状況
- (2) ペットの飼育に関する意識
- (ア) ペットの飼育の有無
- (P) 犬・ねこの終生飼養
- (イ) ペット飼育の好き嫌い
- (1) 犬・ねこによる迷惑
- (ウ) 飼育しているペットの種類
- (ウ) 動物の病気の知識の有無
- (I) ペットを飼育している理由
- (I) 犬・ねこ引取り有料化の賛否
- (オ) 犬・ねこの所有者明示の方法
- (加) 所有者明示をしていない理由
 - (3) 今後の取組についての要望
- (‡) 犬・ねこの不妊・去勢手術の有無
- (ク) ねこの飼育状況
- 7 有効回収数:941人、他にインターネット回答53人

(参考) 同答者*の内訳

(単位:人)

(2)		ושביוכי					(-	-W. V.
年代 地域	10 歳代	20 歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	āt
金沢市	8	33	123	96	84	36	7	387
南加賀	1	18	50	50	46	11	5	181
石川中央	3	26	58	51	60	10	5	213
能登中部		9	27	42	19	9	1	107
能登北部		8	31	31	19	4	1	94
計	12	94	289	270	228	70	19	982

*回答者:住所、年齢について回答のあった人

(見直し案)

資料2 動物愛護に関するアンケート調査について

- 1 調査目的:「いしかわ動物愛護管理推進計画」の見直しにあたり県民の意見を反 映するため、調査を実施した。
- 2 実施主体:石川県
- 3 調査時期:平成26年1月7日から2月2日まで
- 4 調査対象: 県政モニター・インターネットモニター、事業所、福祉・医療施設の 従事者、保育所・学校児童の保護者、公民館利用者など約 1,000 人
- 5 調査方法: ①県政モニターにアンケート用紙を郵送し、回答を郵送により回収 ②事業所、各種団体等に調査を依頼し、アンケート用紙の配布、回収 ③県政インターネットモニターによる回答
- 6 調査内容
- (1) ペットの飼育状況
- (ア) ペットの飼育の有無
- (1) ペット飼育の好き嫌い
- (ウ) 飼育しているペットの種類
 - (I) ペットを飼育している理由
 - (オ) 犬・猫の所有者明示の方法
 - (カ) 所有者明示をしていない理由
 - (‡) 犬・猫の不妊・去勢手術の有無
 - (ク) 猫の飼育状況
- (4) 動物愛護法について
- (3) 災害時の対応について (5) 今後の取組についての要望

(2) ペットの飼育に関する意識

(ウ) 動物の病気の知識の有無

(ア) 犬・猫の終生飼養

(1) 犬・猫による迷惑

(I) 飼えなくなったとき

7 有効回収数:835人

(会表) 同答表*の内部

(単位・1)

(参考)凹合有の内試							(単位・人)		
年代 地域	10 歳代	20 歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 以上	計	
金沢市		25	69	95	58	64	24	335	
南加賀	2	7	18	36	21	22	8	114	
石川中央	1	17	55	49	38	30	13	203	
能登中部		13	17	11	30	25	2	98	
能登北部		5	13	15	18	24		75	
計	3	67	172	206	165	165	47	825	

*回答者:住所、年齢について回答のあった人